

「第5次松伏町行政改革大綱・実施計画（素案）」に関するご意見の内容と回答

意見募集期間：平成24年7月1日から31日まで

取組項目		ご意見の内容	回 答
1	1 1 再任用職員等の活用	<p>東埼玉道路と新野田街道の早期開通促進に、再任用職員と町施設等への再就職員（天下り職員等）を陳情部隊として活用する。</p> <p>東埼玉道路と新野田街道の全線開通は、新規計画された年月が忘れてしまう程経過しております。新規計画された年月は何時だったのでしょうか……。東埼玉道路はともかく新野田街道は半世紀が経過している様な気がします。現在、住宅街を大型トレーラーやトラックが、また、中にはマフラーを改造した、大・中・小型トラックが堂々と騒音や排気ガスをまき散らしながら通過していきます。</p> <p>それでも、松伏町発展の為に在町の工場や配送センター等への配送ならば我慢のしどころがあります。しかし、よく見ているとそのほとんどが当町を通過するだけであり、まるで他市発展の為に当町住民が我慢及び協力している様な感じがします。</p> <p>そこで、提案ですが、再任用職員や退職後に町施設等へ異動又は再就職された前職員（俗に言われる、天下り職員）を利用して陳情活動を頻繁に行ってはいかがでしょうか。</p> <p>例えば、上記職員等の頭数を順番に割り当て、AM：国交省担当課長。PM：埼玉県担当課長という具合に、毎日々々、相手が会うのが嫌であるという位にしつこく行い、3ヶ月程度経過した時点で作戦を見直す、といったような方法で、「役場のやる気度」を担当部署に十分表現して行けば、将来の展望が見えてくると思います。（担当部署や担当者等は調査が必要）</p> <p>1年に1～2回程度の担当大臣や担当部署への陳情では効果が薄い。しかも当地盤以外の大</p>	<p>【検討結果】</p> <p>原案のとおりとさせていただきます。 なお、ご指摘いただいた内容につきましては、関係市町等で団結し、共同歩調での要望活動が有効と考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>東埼玉道路や浦和野田線は、町の骨格となる主要な道路であることから、一日も早い全線開通に向け、「東埼玉道路建設促進期成同盟会」及び「浦和野田線建設促進期成同盟会」において、国土交通大臣や埼玉県知事、地元選出国會議員等に対し関係市町と積極的な要望活動を実施している状況です。</p> <p>2路線の進捗状況につきまして、東埼玉道路では、吉川・越谷地区において道路設計に関する地元説明会が行われ、今後、越谷地区において用地測量・調査が進められ、準備が整ったところから用地買収に着手する予定です。また、浦和野田線では、内前野交差点（県道葛飾吉川松伏線）から西側の延長約340メートルを先行整備区間として、重点的に用地買収を進めており、平成23年度末における用地取得率は約81%となっております。引き続き用地買収を実施していくとともに、一部工事に着手していく予定と伺っております。</p> <p>今回、ご提案をいただいた再任用職員等を活用した要望活動については、ご指摘の2路線は、松伏町のみならず他市町にわたる広域路線であることから、関係市町が団結し、共同歩調で国、県に対す</p>

臣ではさらに効果が発生しにくいと思う。今後30年間掛けても果たして全線開通する確率はどのくらいになるのでしょうか。
また、この事案やその他の事案に対しても「役場のやる気度」を表明するのが大事です。

る要望活動が有効であると考えています。

27 町県民税の特別徴収（給与天引）の推進

「税金」のクレジットカード支払いを可能にし、選択肢を増やす。

国民健康保険税や固定資産税、住民税等の税金の支払い方法に「銀行等」の引き落としの他に「クレジットカード」からの支払いを選択できる様にして欲しい。

理由：税金等は誰でも支払いたくないものです。「カード」支払いが可能になれば、支払金額に比例してポイントが付きます。支払う方にも僅かではあるがポイントによるキャッシュバックがあります。「三方一両損」ではありませんが、僅かでも戻りがあるのはうれしいものです。何事でもそうですが選択肢は多い方が良くと思います。

【検討結果】

原案のとおりとさせていただきます。

なお、ご指摘いただいたクレジットカード支払いの導入につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

【理由】

町県民税の特別徴収（給与天引）の推進につきましては、埼玉県（越谷県税事務所）や越谷税務管内の他市と協力し、各事業主の皆さんに、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人町県民税を差し引き、従業員（納税者）等に代わり町に納めていただく制度を推進するものです。

この制度は、法律にも義務付けされていることに加え、従業員（納税者）等の納税に出向く負担や一回当たりの納付額の負担が少なくなるなどのメリットもあり、第5次行政改革大綱に位置づけを行い徴収率の向上につなげていきたいと考えています。

また、ご提案のクレジットカードによる納税機会の拡大については、制度導入に要する機器類や手数料等の費用対効果において採算が厳しいことから、県内市町村では導入が進んでいない状況にあります。つきましては、県内の動向や住民ニーズ等の変化を見定め、今後の研究課題とさせていただきます。

なお、納税機会の拡大については、平成23年度から開始したコンビニエンスストアでの納付を活用していただき、併せて、納付の手間が省ける口座振替も検討していただきたいと存じます。

40 国民健康保険税の見直し

調査・研究期間が長すぎる。平等の原則を尊重し、早期に2方式へ移行すべきである。本来は均等割のみが最も平等である。

課税方式4方式から2方式への移行期間が28年度以降期間限定なしの調査・研究課題とされているが、25年度から2方式を採用して下さい。

国民健康保険税の「税」という名称が付いている以上、資産割が採用されているのは2重課税になる。平等の原則から言えば、早く2方式にするべきです。

【検討結果】

原案のとおりとさせていただきます。

なお、ご指摘いただいた内容につきましては、財政事情を含め、検討してまいります。

【理由】

平成22年5月の国民健康保険法の改正を受けて、埼玉県は県内市町村の意見を聴き、平成22年12月に「埼玉縣市町村国保広域化等支援方針」を策定しました。

その中の重点事項として、県内市町村国保間で異なる保険税賦課方式を一本化することを掲げ、所得割、均等割の2方式に統一を図ることによって、運営の広域化を目指すものです。

現在、埼玉県内での状況は、2方式を採用しているのは10団体、4方式の採用は54団体で、4方式を採用している松伏町を含めた団体は、「埼玉縣市町村国保広域化等支援方針」に基づき、2方式化に向けた検討を行っていくこととなります。

また、現在の国民健康保険の財政事情は、加入者の増加や高齢化などにより、厳しい運営にあります。

以上のことから、町国民健康保険事業の財政運営を健全なものとするため、賦課方式の改正、保険税の税率改正や賦課限度額の見直しなど、検討していきたいと考えます。